

三河尾張野営三河湾大会 安全管理ハンドブック



<序文>

安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な活動をおくれるように運営に心掛けるものとする。

この安全管理ハンドブックは、三河尾張野営三河湾大会(以下「大会」という。)の運営にあたり必要な安全対策の大要を示したものであり、安全な活動の指針として活用をされたい。

また、各隊のフィールド環境によっては、個別の安全管理が生じることもあるので、これらに対応できるよう個別指導をお願いします。

第1章 総則

1. 基本原則

- (1) 会期中、参加者一人ひとりが健康と安全に留意して快適な生活をおくるとともに、事故の未然防止に努め、心に残る大会とする。
- (2) 指導者は、集散のための移動ならびに会期中、スカウトへの安全指導、安全対策に万全の配慮をする。また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するように指導する。
- (3) 参加スカウトは、指導者の指示や定められたルールを守り、一瞬の気の「ゆるみ」が事故につながることを自覚する。
- (4) 参加者の違反行為が原因で事故を起こしたときは、保険金の支払いが行われない場合がある事を認識する。
- (5) セーフ・フロム・ハームを遵守する。

2. 安全管理の組織と業務

安全管理に関する事を掌握するため、大会運営本部長を統轄安全管理者、各地区コミッショナーを安全管理者とする。また、各隊においても副長を1名安全管理者とする。

上記の安全管理者等にあっては、安全に関する助言と勧告を行うとともに責任者の指示に基づいて指導、監督を行うこととする。詳細は、付表安全管理組織図による。

(1) 安全会議

安全管理者(地区コミッショナー)は、安全に関する事項を協議するために安全会議を主催する。安全会議の参加者は各隊安全管理者とする。

安全会議は、原則8月10日午後、8月14日午後に開催する。

それ以外に、必要が生じた場合は適宜開催する。

3. セーフ・フロム・ハームの徹底

指導者は、参加スカウトと共に「セーフ・フロム・ハームガイドライン」に基づきスカウトたちが、安全で安心して大会に参加できる環境を提供してください。

また、指導者とスカウトが1対1にならぬようする「バディルール」を遵守すること。大会に参加する全ての成人指導者は、次の点を厳守してください。

- ・スカウト活動における飲酒は、場内外すべて禁止とします。
- ・喫煙は、決められた場所以外はすべて禁煙とします。

第2章 野営生活における安全管理

1. 基本

(1) 安全で快適な野営生活をおくるには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。

(2) 参加者は野営日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔等の基本事項を身に付け、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度ある野営生活をおくる。

- ①出発まで規則正しい生活をおくり、体調を整える。
- ②大会前1週間の健康状態に異常がないか確認する。
- ③活動期間中をとおして定時に健康調査を行う。
- ④健康と安全の基本となる洗顔、手洗い、水浴び、着替えを励行する。
- ⑤肌着の洗濯、衣類寝具等の乾燥、テント内外の乾燥に留意する。
- ⑥活動中は常にIDカード、健康調査カードと健康保険証のコピーを所持し、緊急の場合にはすぐに連絡や対応ができるようにする。

2. 野営管理

(1) 交通安全

・会場外での活動では、特に交通安全に注意すること。また、会場内においても配給や救護車等会場内を走行する許可車両の往来に注意する。

・会場への入退場はゲートのみとする。

(2) 正しい用具の使用

・野営生活のための用具の使用は平素の訓練の成果を示す良い機会である。

・包丁、なた、斧、ナイフ等の刃物の扱い方の安全管理を徹底し、工具・刃物による傷を負わないように注意する。特に刃物の携行については必要な時だけとする。

・刃物を必要とするプログラムへの参加の往復途上等では、必ずリュックサック等に収納するよう徹底指導する。

(3) 食中毒の防止

・配給された食材料のうち、変色や味が変わったものは、直ちに配給担当者に届け出ること。

・場内は獣類も多いことから、食材量の保管に留意すること。

・調理時の衛生管理を徹底すること。

- ・場内の生水は飲料水とせず、煮沸したお茶などを飲用する。

(4)火災防止

- ・火気の取り扱いおよび火災発生の予防に万全の注意を払い、火気を使用する時には常に消火のことを念頭に置くようとする。

- ・火災が発生した場合は、直ちに周囲に伝えるとともに初期消火に努め、各地区本部に急報する。

(5)塵芥等

- ・大会には予め余分なものは持ち込まない事とし、残材やゴミは減量・減容に努める。

- ・会期中は環境を良好に保つために指示に従い塵芥を分別して、指定された場所に集積・運搬する。

- ・生ごみは、極力乾燥させて焼却処理する。

- ・場内では炭、燃えかすは埋めない。

- ・汚水は、手洗い場での処理とする。

(6) 野生動物への被害防止

- ・場内は、多くの野生動物が生息をしていることを理解して安全な行動を取ること。

- ・食糧、残飯などは被害を受けないよう十分な管理をすること。

- ・ダニ、蜂、蛇などの有害動植物の対策をとること。

3. 天候等への対策

(1)熱中症・日焼けの防止

熱射病(日射病)、熱疲労、熱けいれんを総称し、熱中症という。いずれも、高温環境下に長時間立っていたり、作業していたりするときに起こり、体温調節や血液の流れが阻害され、熱が発散せず、いわゆる「うつ熱」と水分及び塩分の欠乏が原因である。

日常よく出会う日射病は、頭部または頸部に長時間、直射日光を受けた場合に起こることから、次の事項に留意する。

①首筋や背中を直接日光にさらさないよう、作業帽と服装に注意する。

②炎天下での作業に際しては適時、日陰での小休止、水分、塩分の補給に配慮する。

③野営日課に基づき、食事と睡眠を十分にとる。

(2) コロナ、インフルエンザ感染防止対策

コロナ、インフルエンザ感染が完全には収束していない状況を踏まえて、以下の点に配慮しながら活動、生活をすること。

①石鹼で手洗いをする（調理前、食事前、活動からサイトへ戻った時等）

②必要（自己判断）に応じてマスクをする（外部プログラム活動時等）

(3)雷対策

落雷の持つ巨大なエネルギーからみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に等しく、人への落雷は、金属類を身に付けているかいないにかかわらず、人そのものが電流の良導体であることを理解する。

また、落雷は金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。これらのことから、雷が発生した場合には次の事項に留意する。

①雷雲が接近して大粒の雨がともなうときは、雷雲がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒヨウやアラレになりそなたもので、落雷直前を意味するので、直ちにテント内等に退避する。

②雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や、稜線より低い森林地帯に退避する。

屋根、水辺、広場、高い木の真下は避ける。

③高いポールや樹木(樹木の場合は、枝先・葉先)から必ず2m以上離れる。

2m以上の距離をとらず、また、木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険をともなう。

ポールや樹木が4m以上の高さの時は、その根元から4m以内の範囲で姿勢を低くしてしゃがむ。

(頂点を45度の仰角で見る範囲に入る)

(4)風雨対策

①風雨に備えキャンプサイトを設営する時から地形と水路をよく確認する。

②テント等の張り綱は、気象の変化に対して絶えず張り具合を調節する。

③非常の場合に備えて個人装備品を整理し、濡れないように配慮する。

④台風や豪雨等によって野営生活が困難になった場合、または危険が予想される場合は、

スカウトの安全を確保し同時に大会本部等のその指示に従って行動する。

(5)地震

地震については、予測が困難であるが、場内は地割れ、山津波等が予想される。

最大想定震度は、6弱である。

(6)緊急退避

①台風や豪雨、地震等によって野営生活が困難であると判断した場合は、大会本部によって退避命令を発令するので、その指示により速やかに退避すること。

②退避の指示を受けた隊は、速やかに人員点呼を行い、大会本部の指示により行動すること。

第3章 プログラム活動における安全管理

1. 基本

プログラム活動において事故を防止するには、プログラム担当者が方法、実施場所・施設、用具、人員等について、常に安全管理に即した対応をすることが求められる。

また、参加者は安全管理に関わる注意義務を遵守することが基本で、それぞれの立場で事前の検討と実施にあたっての安全対策を講ずることが必要である。

2. プログラム活動における安全管理の方法

(1) 活動実施の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階を追って、ゆとりを持って展開する。

活動は一般的に準備運動から始まり、主たる活動の展開、そして整理運動の順となるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。

(2) 場内の安全管理

①プログラム活動は、活動の目的に適合した施設で周辺の状況を十分に把握したうえで実施する。事前に調査を十分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。

②場所の整備が不十分なために危険な状況が予測される場合には、一時活動を中止して、ただちに修復する。

③修復不可能な場合には、そのプログラムを中止する。

④気象条件が著しく悪化して危険な状況が予測される場合には、関係者と協議のうえそのプログラムを中止する。

(3) 用具の安全管理

プログラムに使用する用具は常に点検を行い、破損した用具は絶対に使用しない。

(4) 参加者の安全管理

活動の主体である人をめぐる安全管理は身体の状況、心の状況等、複雑な要素を含む。

このため、健康観察による的確な指示と、参加スカウトからの自主的な健康申告を行い、小さな異常や変化の有無に気を配る。

3. プログラム参加における安全指導について

参加者隊長は、参加スカウトに対しては、安全管理の重要性について理解させ、

安全確保が習慣化するように指導すること。主に次の事項について十分指導すること。

(1) 活動中は、常にIDカード、健康調査票、健康保険証のコピーを所持させる。

(2) 定められたルールを守らせる。

(3) 活動中は、自分の行動に責任を持たせる。

(4) 基本日課や活動プログラム参加では規律を守らせる。

(5) 野営及びプログラム用具の正しい利用ができるよう事前指導すること。

(6) 健康状態の把握はプログラム参加前に必ず行うこと。

(7) 適正な服装と的確な行動に努めること。

第4章 救護班の役割

1 救護班が設置する救護所

大会期間中、参加者の健康管理に万全を期すために、救護所を設置する。

2. 救護所の対応

- (1) 傷病者は、必ず隊指導者が同行し救護所において診察を受ける。
- (2) 会場内で発生した患者のうち、救護所担当の判断によって場外の病院に搬送する場合がある。
- (3) 場外の病院での診察治療費は自己負担とする。

3. 場外搬送する病院（場外病院は以下を予定する。）

蒲郡市民病院：愛知県蒲郡市平田町向田1-10 0533-66-2200

西尾市民病院：愛知県西尾市熊味町上泡原6番地 0563-56-3171

第5章 事故対策

1. 緊急連絡先

参加者は緊急連絡先を健康調査カードに必ず明記する。

参加隊長は緊急連絡先を事前に確認しておくとともに、特に住所以外に緊急連絡先がある場合には把握しておく。

2. 参加隊長の確認事項

- ・参加隊長は、会期中指導者、スカウトの健康状態を確認する。
- ・スカウト保護者との緊急時に連絡が取れるように確認しておく。

3. 事故発生時の一般原則

(1) 当事者に対する措置

人命救助を最優先とし、健康保全のための適切な処置をとる。

(2) 通報

「いつ、どこで、だれが、どうしたか」を活動責任者に報告し、「今、しなければならないことは何か」の指示を受ける。

(3) 搬送

傷害の状況に応じた方法にて救護所に搬送する。また、救護担当者の判断で救護所から医療機関への搬送を行う。

(4) 証拠、現場の保全

現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。

(5) 報告

上位の管理者に事故災害の状況を報告する。

4. 応急手当の一般的注意事項

- ・救助者自身の安全を確保する。周囲の状況を観察し、二次事故（災害）の防止に努める。
- ・原則として医薬品を使用しない。
- ・あくまでも、医療機関へ引き継ぐまでの一次救命処置と応急手當にとどめる。

5. 事故処理

（1）事故報告

事故の人身・対物を問わず、直ちに安全管理者に報告する。

（2）人身事故

事故が人身に関わる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のための応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。

（3）管理者の処置

事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次通報する。

（4）重症、死亡事故、行方不明発生事故

発生事故が重傷または死亡に関わる場合、または参加者が行方不明となった場合に統括安全管理者は緊急対策本部を設置し、必要な事後処理を命ずる。重症または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地に向かわせるための手配をする。

6. 重大事故の処理

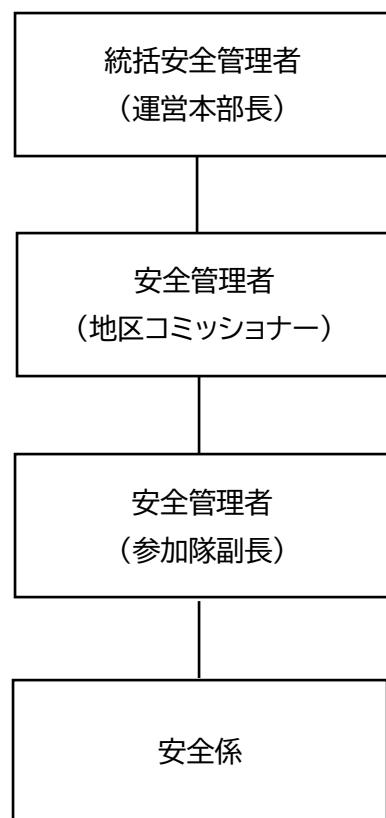
統轄安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

対策本部	事故の事後処理を含め、緊急対策本部員を招集する。
事情聴取	事故に関わりのある指導者及び救助に立ち合った関係者から詳細な事実説明を受ける。
救助対応	必要と思われるあらゆる救助活動に協力する。
連絡調整	参加隊長と密接な連絡を取り、事故処理の手続きを進める。
報告書	事故の状況及びその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成する。なお、報告書は事故発生の詳細を正確記入する。
中止勧告	安全確保のため活動が継続できるか判断し、中止勧告する。

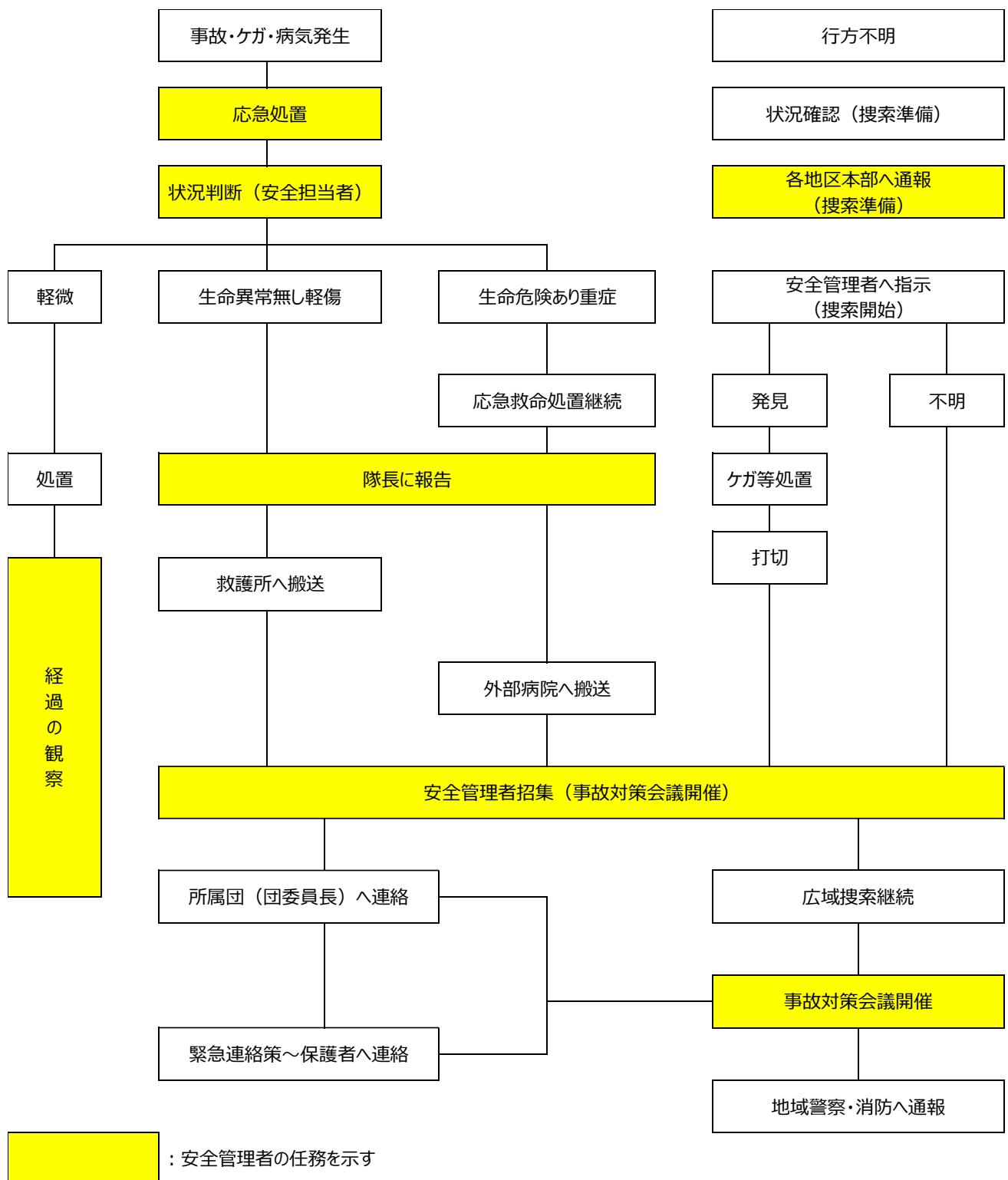
7. 緊急対策本部の構成員

緊急対策本部の構成員は、野営長、運営本部長、各地区コミッショナー

安全組織図



事故対策図



：安全管理者の任務を示す